

# 市町村の財政状況一覧

## ①財政指標の見方

### 1 市町村類型・住民基本台帳人口

総務省は全国の市町村を人口と産業構造によって分類し、『類似団体別市町村財政指数表』を作成し、公表している。当局はこの類似団体との比較を行って合理化計画かをつくることが多い。

類似団体（類団）は人口と産業構造の2つだけで選定されるので、自治体の分散の度合と格差が大きく、特異な状況にある自治体は除外して指数表を作成するため、類似団体との比較には限界がある。しかし、類似団体と比較して当該自治体の数値が大きく異なる場合には、その要因を分析するのに有効である。また、同じ類型の道内他市町村との比較によって当該自治体の特徴を知ることができる。

自治体間の比較をする場合に利用する「人口一人あたり」の額は、年度末（3月31日現在）の住民基本台帳の人口を使うのが約束事になっている。類団の財政指数も人口一人当たり額となっているので、当該自治体の人口1人当たり額を計算して類団と比較する。

2005（H17）年度決算から市町村類型は、大都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型（従前は中核市12類型、特例市18区分）、都市は16類型（同42類型）、町村については15類型（同45類型）を、05国勢調査結果を基に設定している。市町村類型は5年ごとの国調で見直され、現在は2010国調結果が反映されている。

### 2 財政力指数

「財政力指数」は、自治体の財政力を判断する指標として、「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除して求める。決算統計では、直近3カ年度の平均値を用いる。この指数が高いほど財政力が高いとされ、「1」を超えると、基準となる収入が支出より多いので、地方交付税の不交付団体となる。逆にこの指数が1を下回り小さいほど、自前の税收などの一般財源収入が少ないので、地方交付税の割合が多くなる。

道内市町村では、後志管内泊村が電力関係の固定資産税を中心とした地方税收が多いため、財政力指数が唯一「1」を超え地方交付税の不交付団体になっている。

### 3 標準財政規模

自治体の一般財源の標準的な財政規模を示すもので、[標準税収入額] + [地方譲与税] + [普通交付税] + [臨時財政対策債発行可能額]の算式によって求められる。標準税収入額は、基準財政収入額から譲与税を除いた額（消費譲与税を含む）を基準税率（市町村、都道府県とも75%）で除して求めた額である。

標準財政規模は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率な

どの各種財政指標を算出する基礎数値（分母）として用いられる。

#### 4 経常収支比率

義務的、経常的経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金、補助費等、経常的な物件費など）に、使途が特定されず自由に使える地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入をどのくらい充当したかみる比率で、自治体財政の弾力性を示す指標として用いられている。

従来、旧自治省の指導では、道府県で80%、市町村で75%を上回らない（一般財源の残余が多い）ことが望ましいとされていたが、ほとんどの自治体はこの比率を大きく上回っている。一般財源の残余が少なくなると、普通建設事業などの投資的経費に向ける財源が制約され、社会資本整備に遅れがでるといのが旧自治省の指摘だった。

しかし、景気対策に地方財政を動員した建設事業の実施、財源不足を地方債で補填することにより借金返済の公債費が増え、さらに公営企業への繰出金、補助費といった義務的経費が増えているため、比率は高くなっている。

建設事業の財源を確保するために経常収支比率の高さを云々するのは適切ではない。全道平均値や、都市、町村別の平均値が目安になるだろう。

経常収支比率が上昇することは、それだけ財政が硬直化することを意味し、100%前後にあれば財政運営は苦しい。政策選択の幅が小さくなるため、時代の要請や住民ニーズ、とりまく環境変化へ機敏に対応できなくなる。100%を超えていれば経常的な支出を経常的な収入でまかなえず、臨時的な収入を財源として工面していることになり、厳しい財政運営と言える。

なお、経常的、義務的な支出が増えなくても、計算の分母となる地方税や普通交付税の経常一般財源が減額すると経常収支比率は高くなる。近年は、公債費と人件費の減少により、比率は低下傾向にある。

#### <経常収支比率の構造>

##### ①人件費

議員報酬、委員報酬、特別職給与、職員給、共済組合負担金、退職金、恩給及び年金、災害補償費、社会保険料等共済費、賃金、退職手当組合負担金、補助及び交付金など。

除く一勸奨退職の退職手当と災害復旧費

退職者が集中して多い年度は人件費が増える。人件費の比率が40%、特に50%を超えると、人件費による財政硬直化が指摘される。ただし、道府県は義務教育教職員と警察官の人件費を負担しているため、比率は高くなる。

近年は職員給与の削減と職員数の減少により、比率は低下してきている。

##### ②公債費

地方債の元利償還費と一時借入金の利子。20%を超えると借金返済が財政を圧迫。このような自治体は、実質公債費比率も高く、借金返済に追われて経常経費、特に人件費にし

わ寄せがきている場合が多い。建設事業の選択的抑制や繰り上げ償還、減債基金の積立（政府資金の場合）に向けた努力が必要である。

この冊子の財政状況一覧表には記載されていないが、経常収支比率の構造として、

### ③扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者法などによって、支出が義務づけられているもの、および自治体での単独事業。金品、現物で給付。高齢者への給付は介護保険制度の導入で一時的に縮小したが、全体として増加していく方向に。市は生活保護行政を行っているため、町村より比率が高くなる。

### ④物件費

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び手数料、原材料費が含まれる。それぞれ、人件費や維持補修費に含むものは除く。

事業の民間委託が進むと「委託料」が大きくなる。複数の業務を行う独占的な企業委託には要注意、地域の雇用を維持するなど社会的価値の向上を図る条件設定が必要。

### ⑤補助費等

さまざまな歳出に関連するが、大きいのは、一部事務組合に対する負担金など。広域的な行政を進めると、財政的な負担関係はこの費目に現れる。広域行政に関わる負担金は義務的経費の性格が強い。

### ⑥繰出金

他の会計への繰り出し金で、経常的繰出金としての水道、下水道、病院といった公営企業への繰り出しが比重を高めてきている。

## 5 地方債現在高

「地方債現在高」（起債残高または借金残高）は過去に発行した借金である地方債の累積額を示し、これを標準財政規模で除したのが「地方債残高倍率」である。一般的に残高倍率が2.0倍（200%）を超えると、公債費負担が重荷になり、財政運営は厳しいとされ、3.0倍（300%）以上は危険ラインである。

借金残高が減少傾向にあるか否かが留意点である。建設事業の抑制もあって比率は低下してきており、借金返済のピークを過ぎた自治体が多い。なお、交付税の代替財源である臨時財政対策債（臨財債）の占める割合が多くなってきている。

## 6 積立金残高

「積立金残高」は財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計。財調基金は年度間の財政調整を行うための基金で財政の余裕度を示すが、近年は財調基金を取り崩すのがほと

んどである。積立金残高を標準財政規模で除したのが「積立金残高比率」で、どのくらいの水準が望ましいかは一概に言えないが、その年度の市町村平均値が目安になる。平均値を大きく下回った場合は、財政的に窮屈か、事業をかなり拡大した可能性がある。また、漫然と積み立てればいいものでもない。財政が厳しいからと人件費を削減したのに、削減分を大きく上回って財政調整基金に積む例もあり、チェックが必要。

## 7 債務負担行為残高

翌年度以降に行う債務負担の限度額を予め予算の内容として決定しておくものである（後掲の一覧表では省略）。物件の購入に関わるもの（土地の購入や工事の請負など）、公社や三セクの債務保証ないし損失補償、事務機や公用車のリース料・事務委託料など。

債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方債を財源とすることができる地方財政法5条の対象経費で、一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額が以下に説明する「将来負担比率」に含まれる。債務負担額が増加傾向にあったり、巨額であれば注意を要する。

## 8 健全化判断比率 四指標

自治体財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）が2007年6月に成立し、全ての自治体は2007年度決算から健全化判断比率の指標を公表し、2008年度決算から基準を超えた自治体は「財政健全化計画」もしくは「再生計画」の策定が義務付けられる。

以下にある健全化判断比率の基準によって、「早期健全化団体」と「再生団体」の二段階を設定して財政の健全化と再生を図ることになる。

### ①実質赤字比率

普通会計の実質収支赤字の標準財政規模に対する比率で、これまでの実質収支比率とほぼ同じで収支が赤字か黒字かをみる。市町村は標準財政規模に応じて比率（早期健全化基準）がマイナス11.25%～15%以上、都道府県でマイナス3.75%以上になると早期健全化団体となる。

さらに、比率（財政再生基準）が市町村でマイナス20%以上、都道府県でマイナス5%以上になると財政再生団体となり、旧再建法における財政再建団体基準と同じである。

計算式は簡略すると以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

各市町村が毎年議会に報告後9月か10月に公表する健全化判断比率の状況では、赤字が発生した場合のみ数値が記載され、黒字の場合は実質赤字比率、連結実質赤字比率とも空欄になっている。決算カードも黒字の場合は空欄になっている。年度末に公表される財政状況一覧表では赤字と黒字の比率が記載されているが、当初から黒字比率も公表すべきである。

赤字の比率が空欄のままだと、赤字が発生していなければ問題がないと思いきや

う。実質赤字比率は従前までの実質収支比率とほぼ同様の指標であるのだから、どの程度の黒字水準にあるかを当初から公表すべきだろう。

なお本冊子の財政状況一覧表では、分かりやすいように実質赤字比率と連結実質赤字比率が発生した場合は、▲「負の値」で表示し、収支が黒字の場合は「正の値」で表示してある。

## ②連結実質赤字比率

健全化法に基づく新しい指標で、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などの特別会計、さらに交通、水道、下水道、病院など公営企業会計と普通会計を連結した赤字の比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

早期健全化基準は、標準財政規模に応じて市町村はマイナス16.25%～20%以上、都道府県マイナス8.75%以上。財政再生基準は市町村マイナス30%以上、都道府県マイナス15%以上となる。なお市町村の再生基準は経過措置として、2008、2009年度決算はマイナス40%、2010年度～2011年度決算はマイナス35%となり、2012（平成24）年度決算から30%が適用される。

それぞれ性格の異なる会計を連結するため、ある会計が赤字であっても連結で黒字になっていれば財政は大丈夫との錯覚が生じやすいし、収益事業と病院事業会計を同列に論じるのは難しい。自治体の会計をトータルに把握することは必要だが、赤字事業に対しては健全化圧力が高まり、サービスの必要性や社会的弱者への影響よりも、指標の健全化が最優先される、といった問題点がある。

この比率も黒字の場合は決算カードに記載されていない。

## ③実質公債費比率

2006年度から地方債の許可制が協議制へ移行したことにともない「実質公債費比率」で起債の制限を行い、健全化判断比率としても用いる。一般会計が負担している他会計の借金返済を含めた借金返済がどの程度の大きさかをみる指標で、3カ年度の平均値。早期健全化基準は市町村、都道府県とも25%、財政再生基準は35%以上。

毎年度の借金返済が多額となり、この比率が18%を超えると公債費負担適正化計画を策定し、起債は許可制となる。

比率が高くなる（悪化する）のは、景気対策に自治体財政が動員されたり、過剰な投資や事業の拡大があるが、災害復興事業といった要因もある。

実質公債費比率が早期健全化基準の25%を上回った健全化団体は、2008年度決算で7市町。2009年度決算では4市町、2010年度決算では1町に減少し。2011年度決算で残りの1町も健全化基準を下回り、健全化団体はなくなった。

なお、実質公債費比率は三カ年度の平均値のなので、単年度の公債費が大幅に減少しても、比率は低下しない場合がある。

## ④将来負担比率

将来負担すべきまち全体の借金額がどれだけの重みがあるのかをみる指標で、健全化法に基づく新しい指標である。

公営企業、一部事務組合や広域連合、地方公社や第三セクターの出資法人等を含め、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準は市町村350%以上、都道府県・政令市は400%以上。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{基金等の額（充当可能財源等）}}{\text{標準財政規模}}$$

財政状況一覧表で▲「負の値」で表記されているのは、将来負担比率が発生していない自治体で、将来負担額よりも基金や公債費の標準財政需要額算入見込額等の充当可能財源が多いためである。

200%の将来負担比率のまちがあったとすると、2年分の標準的な収入を全て借金返済に充てなければ全額返済できないという意味になる。早期健全化基準を超えていなくても、全道平均値（08年128.4%、09年116.4%、10年97.6%）や全国平均値（08年100.9%、09年92.8%、10年79.7%）が目安になり、平均値の2倍以上の比率であれば注意が必要。

#### ⑤健全化団体と再生団体

2008年度決算から、上記①から④までの実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のうち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し健全化を図っていくことになる。

財政再生団体は、将来負担比率を除いた3指標のうち、1つでも再生基準を超えたら「財政再生計画」を策定し、再生を図っていく。再生計画が議会の議決を経て、総務大臣と協議し、同意を得られれば、再生自治体は「再生振替特例債」つまり赤字を振り替える地方債の発行が可能となる。振替債の償還期間は、再生計画期間と同じ。

早期健全化団体、再生団体とも実質赤字を解消し、それ以外の比率が早期健全化基準を下回ることが、健全化計画と再生計画の目標になる。計画の内容は歳出の削減と歳入増だが、歳入を大きく増やすことは難しいので、歳出削減が中心になる。

準用再建団体の夕張市は、08年度決算で実質赤字、実質連結赤字、実質公債費の各比率が財政再生基準を上回ったため再生計画を策定し、2009年度中の2010年3月9日に総務大臣が同市の再生計画に同意し、夕張市は全国唯一の再生団体となった。同市は2009年度末に再生振替特例債を発行して実質赤字322億円を解消したことにより、09年度の実質赤字と実質連結赤字は発生しなかった。ただし、実質公債費比率は再生基準を上回っており、再生基準を下回る2029（平成41）年が再生計画の終了年となる。

この間各市町村は早期健全化団体になることを回避するため歳出削減に取り組んできた。しかし、健全化基準をクリアすることが財政運営の目的になりかねない実態があり、行政サービスの必要性や水準を十分に検討することなく、財政の都合で削減しやすいものから見直し削減している。社会的弱者にしわ寄せがいく恐れもある。

こうした財政健全化基準をクリアすることが最大目的となる財政運営に陥らせないためにも、議会は当然のこと、組合による財政分析とチェックが求められる。財政運営は手段であり、適正な費用で最大の住民福祉を実現するのが、財政運営の目的と役割だ。

<北海道地方自治研究所・辻道>